

産業廃棄物処理処分施設搬入要領(別冊)

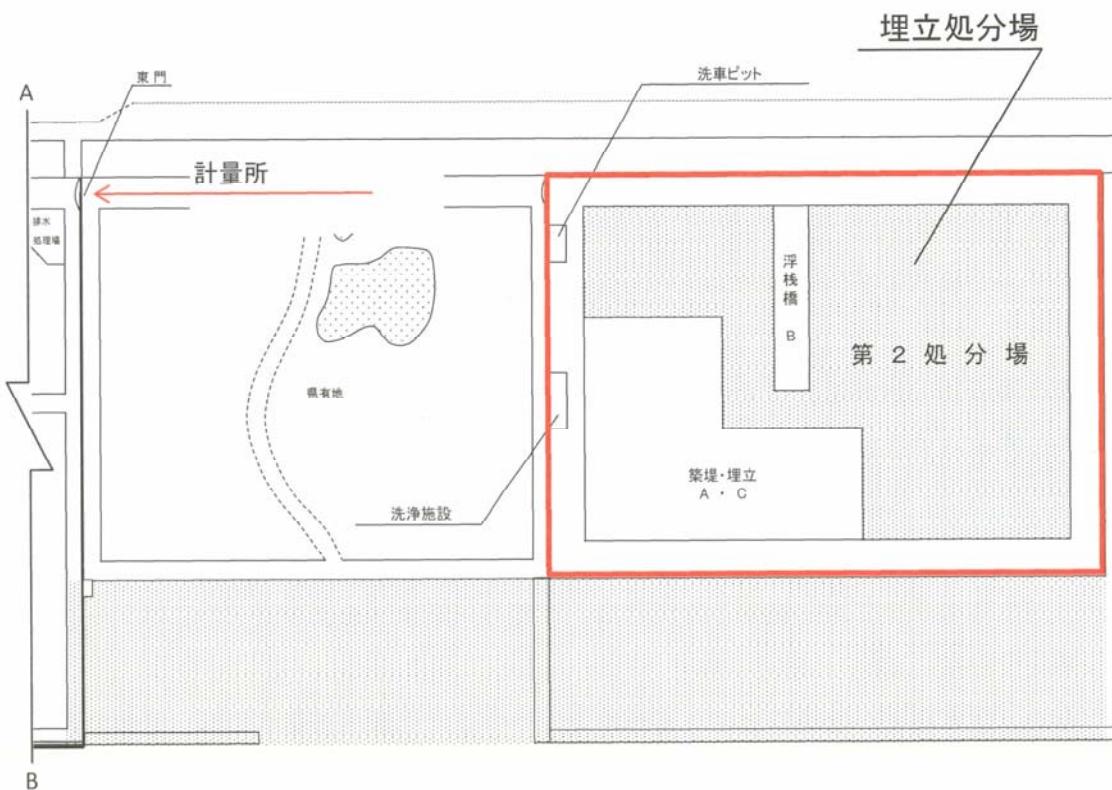
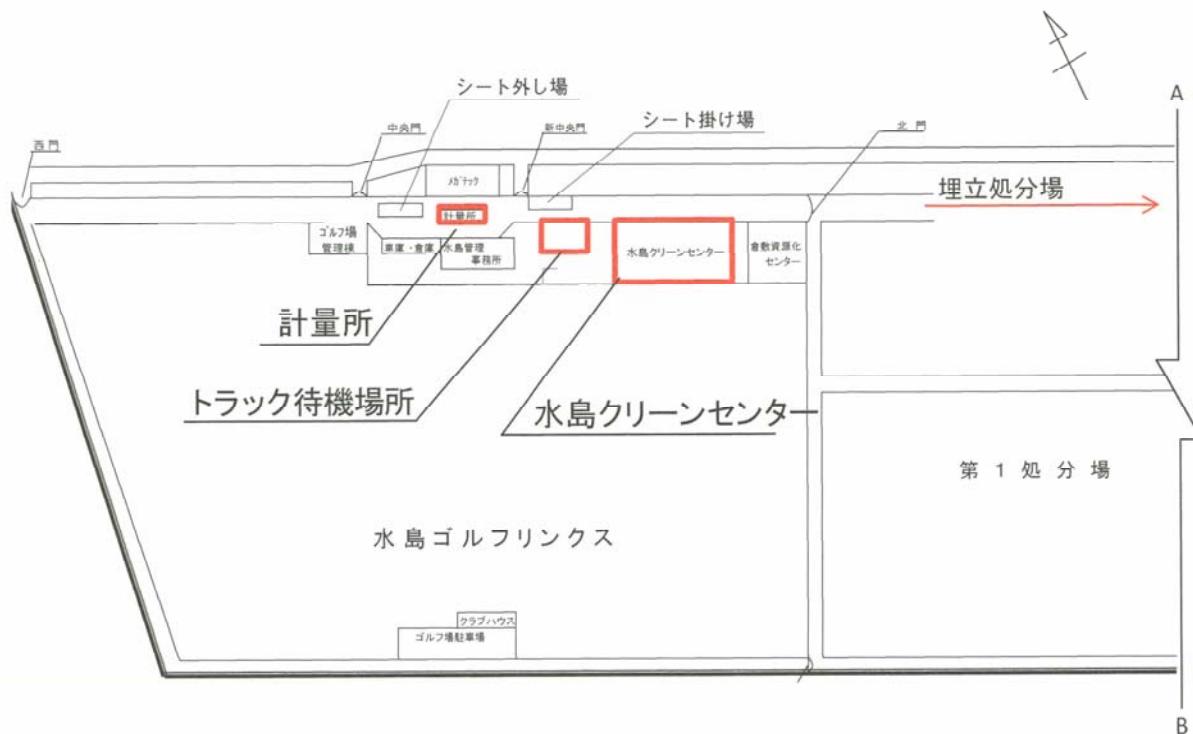
水島処分場の利用に関する注意事項

令和2年4月1日改定

公益財団法人 **岡山県環境保全事業団**

目	次	ページ
産業廃棄物処理処分施設搬入要領（別冊）		
産業廃棄物処理処分施設位置図	・・・・・・・・・・・・	1
産業廃棄物処理処分施設全体に関する注意事項	・・・・・・・・	2～3
計量所に関する注意事項	・・・・・・・・	4
水島埋立処分場に関する注意事項	・・・・・・・・	5～6
水島クリーンセンターに関する注意事項	・・・・・・・・	7

産業廃棄物処分施設位置図



産業廃棄物処理処分施設全体に関する注意事項

【受入時間及び休業日】

- ① 受入時間（計量所受付時間）は、8：30～12：00及び13：00～16：30です。
ただし、JFEスチール株「西門」の入門時間は、8:00～16:00（出門時間は17:00）です。
- ② 休業日は、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始です。
受入時間または休業日をやむを得ず変更する場合は連絡します。

【全体共通事項】

- ① 交通規制に従って走行してください。また、追い越し禁止です。
- ② 計量所内にあるトイレをご利用ください。
- ③ ゴミを捨てないでください。
- ④ 敷地内は禁煙（火気厳禁）です。
- ⑤ 搬入道路やJFEスチール株構内での駐停車はできません。
水島管理事務所東側のトラック待機場所をご利用ください。
- ⑥ トラック荷台下部ヘビニールシート等を敷くことはできません。
- ⑦ 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を写真撮影する際は、搬入道路への車両の停車はできません。事業団が指定する区域へ車両を停車してください。
- ⑧ 産業廃棄物処理処分施設及びJFEスチール株構内で交通事故・違反、または廃棄物の飛散、流出等のトラブルが発生した場合は、ただちに事業団およびJFE西日本ジーエス株倉敷防災保安室へ連絡してください。
なお、事業団または第三者に与えた損害については、排出事業者において賠償をしていただきます。

連絡先

●公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島管理事務所

TEL : 086-440-0666

●JFE西日本ジーエス株式会社 倉敷防災保安室

TEL : 086-447-2337

計量所に関する注意事項

- ① 総重量が30tを超える車両で搬入することができません。また、積載物の高さは、地上から3.8m以下となるように厳守してください。
- ② トラックスケールの寸法は、長さ12.0m、幅3.5mとなっています。
- ③ 廃棄物の受入にあたっては、計量所で目視確認と温度測定を実施します。
- ④ 飛散防止等でトラック荷台を覆う場合は、網目4～10mm程度のネットを使用してください。
- ⑤ 飛散防止等でやむを得ずシートを使用する場合は、以下を遵守してください。
 - ・シートを外しても廃棄物が飛散・落下しない量を積込してください。
 - ・計量所での目視確認と温度測定の為にシートは必ず取り外してください。
 - ・投棄場所へ移動するまでに廃棄物が飛散・落下する可能性がある場合は、シート掛け場にて再度シート掛けしたのち投棄場所へ向かってください。
 - ・計量前後のシート取り外しやシート掛けの作業にあたっては、排出事業者または収集運搬業者の責任において、安全対策を講じたうえで実施してください。
- ⑥ 所定の位置で一時停止し5km/h以下で計量器へ乗ってください。
- ⑦ 受入基準違反やマニフェスト記載事項に問題が確認された場合は、廃棄物をお持ち帰りいただことがあります。

水島埋立処分場に関する注意事項

【共通事項】

- ① 現場監視員及び誘導員の指示に従い、投棄を行ってください。
- ② 廃棄物投棄作業にユニックなどの荷役重機を使用することはできません。
- ③ 第二処分場内は一方通行となっております。案内に従って通行してください。
- ④ トラックから降りて作業等を行う場合は、ヘルメット及びライフジャケットを着用してください。
- ⑤ 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）投棄場では、防塵マスクを着用してください。
- ⑥ ダンプアウトしても廃棄物が落下しない場合はお持ち帰りいただく場合があります。

【浮桟橋】

- ① 浮桟橋にはネットやシートを取り外した状態で入場してください。
- ② 投棄前のネットやシート取り外しの作業にあたっては、排出事業者または収集運搬業者の責任において、安全対策を講じたうえで実施してください。
- ③ 浮桟橋には同時に2台の車両しか乗船することができないため、待ち時間が発生する場合があります。
- ④ 浮桟橋への入場及び退場は入口部に設置している信号機に従ってください。
- ⑤ 浮桟橋入口部にある電光掲示板に投棄場が表示されますので、表示された場所で廃棄物を投棄してください。
- ⑥ 運搬車両の扉解放時に廃棄物がこぼれる場合は、あらかじめ陸上投棄場で廃棄物を落とした後、浮桟橋にて廃棄物を投棄してください。また、浮桟橋上で廃棄物がこぼれた際は、スコップ等で清掃してください。

⑦ 浮桟橋上ではトラック荷台に上がらないでください。

【陸上投棄場】

① 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）の荷降しについては、ダンプアップでの投棄を禁止しています。投棄作業は、現場監視員の指示に従い手降ろしにより投棄してください。
また、放り投げるなど袋が破損するような行為はしないでください。

② 産業廃棄物により埋立造成を行っているため、地盤が軟弱な箇所があります。
水面付近の路肩部には近づかないでください。

③ 陸上投棄場には電柱や電線等の電気設備を設置しています。車両の移動にあたっては、電柱の位置に注意してください。ダンプアップ時には架空線の高さに注意してください。

【各種施設】

① トラック清掃場（干陸部へ設置）

- ・ トラック荷台内に残った廃棄物を清掃することができます。
- ・ できる限り奥側へ廃棄物を降ろしてください。
- ・ 清掃スペースが限られているため、長期滞留しないでください。
- ・ 弁当ガラや空き缶などのゴミを捨てないでください。

② 洗浄施設

- ・ 洗車は、荷台の扉外側・タイヤ・泥よけ等に付着した廃棄物とし、荷台内の洗浄は禁止します。
- ・ ダンプアップは禁止とし、高所の洗浄は脚立を使用してください。
- ・ 洗浄時間は、10分以内とし、洗浄後は速やかに退場してください。
- ・ 洗車後、ホース（ノズル等）は、元の位置に戻してください。
- ・ ゴミ等は、各自お持ち帰りください。
- ・ 節水にご協力を願います。
- ・ 洗浄水は、工業用水を使用していますので、飲用しないでください。

③ 洗車ピット

- ・ タイヤに廃棄物が付着した車両は、必ず洗車ピットを通行してください。

水島クリーンセンターに関する注意事項

【共通事項】

- ① 誘導員の指示に従って廃棄物を投棄してください。
- ② 廃棄物がこぼれないよう投棄してください。また、こぼれた場合は清掃を行ってください。
- ③ 水島クリーンセンター内は一方通行となっております。標識に従って通行してください。
- ④ 受入の都合上、搬入前に事前連絡をお願いすることがあります。
- ⑤ 汚泥プラットホーム、廃プラピット内の状況により待ち時間が発生する場合があります。

【汚泥プラットホーム内】

- ① 汚泥プラットホーム内は、事故防止のため同時に3台以上入場できません。
- ② 汚泥投棄後は、汚泥ホッパ周辺で安全帶着用のうえ、荷台内の清掃を行ってください。
- ③ 荷台内の清掃を行う場合は、エンジンを停止し実施してください。
- ④ 汚泥プラットホーム内では、ダンプシート自動開閉装置の操作は行わないでください。
- ⑤ 床面に汚泥を落とした場合は、安全帶を着用しセーフティーロックを使用のうえ、清掃を行ってください。

【廃プラピット前】

- ① シートの取り外しは、廃プラピット前で行ってください。
- ② 手降ろしで投棄する場合及びこぼした廃棄物を清掃する場合は、安全帶を着用し、セーフティーロックを使用してください。

**公益財団法人 岡山県環境保全事業団
水島管理事務所**

〒712-8074

倉敷市水島川崎通1-18

TEL 086(440)0666

FAX 086(444)2933

E-mail mizushima_gyoumu@kankyo.or.jp

HPアドレス <http://www.kankyo.or.jp/>